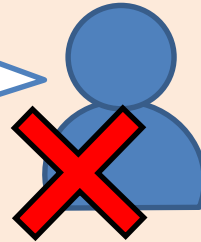


すべての職員の方へ

- ◆ 国家公務員及びOBには、再就職に関し、3種類の行為の規制と、再就職の届出の義務がかかります（別紙参照）
- ◆ 自らが転職や再就職を予定していない場合でも、**あっせん規制**についてよく理解しておく必要があります

（OBのAさんを雇用したいと考えている企業・団体にAさんの状況を問われて）
Aさんは前職を退任すると言っていましたので、今仕事がないんだと思います



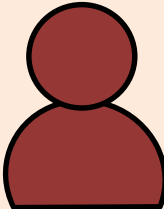
違反者

再就職させることを目的としていることを直接示す発言等を行って
いなくても、**複数の行為を総合的にみて、あっせん規制違反が認定**
された事例があります。

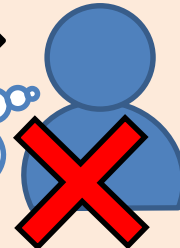
企業・団体



仲介者

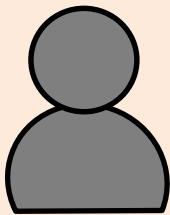


国家公務員が直接
情報のやり取りを
しなければ大丈夫



違反者

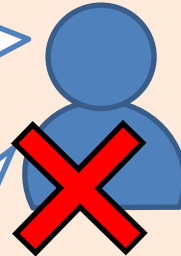
再就職あっせんのための情報のやり取りを、**国家公務員ではない者**
に仲介させて規制を逃れようとしたものの、**あっせん規制違反が認定**
された事例があります。



〇〇のポスト
に就ける人を
探しているの
で、推薦してく
ださい

OBのBさんは適任
ですよ

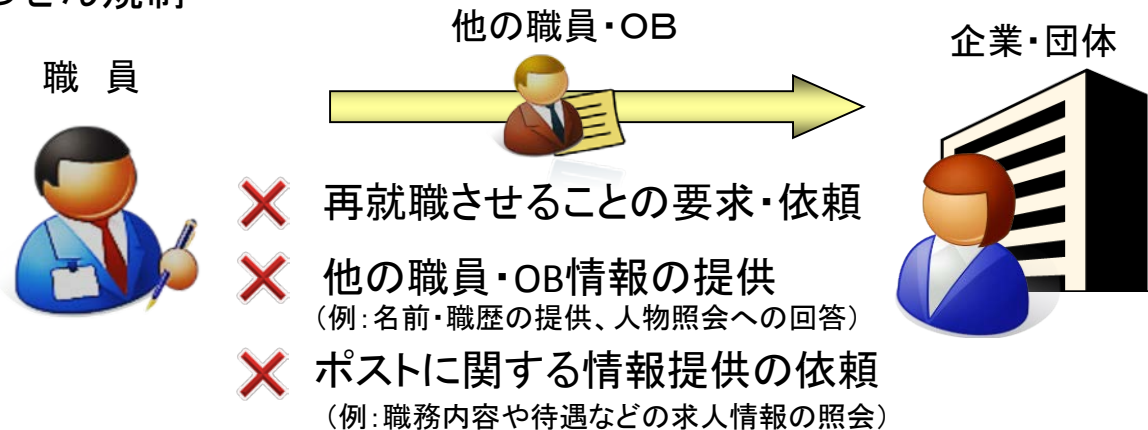
具体的な職務内容
や処遇を教えてくだ
さい



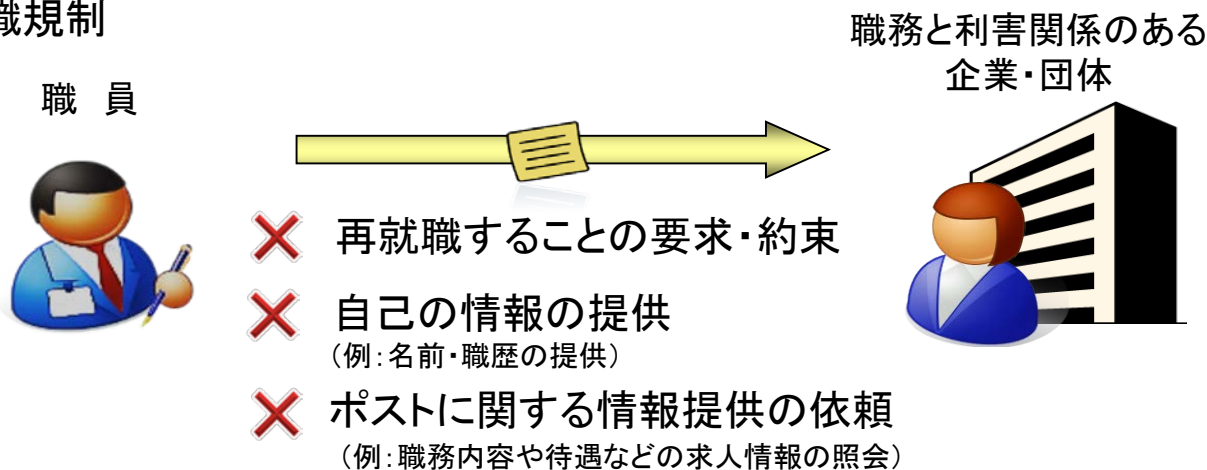
違反者

主体的なあっせんではなかったものの、**情報提供を頼まれて協力し**
たために、あっせん規制違反が認定された事例があります。このよう
な違反は、人事担当職員でなくても、よく認識せずに行ってしまう場
合があります。

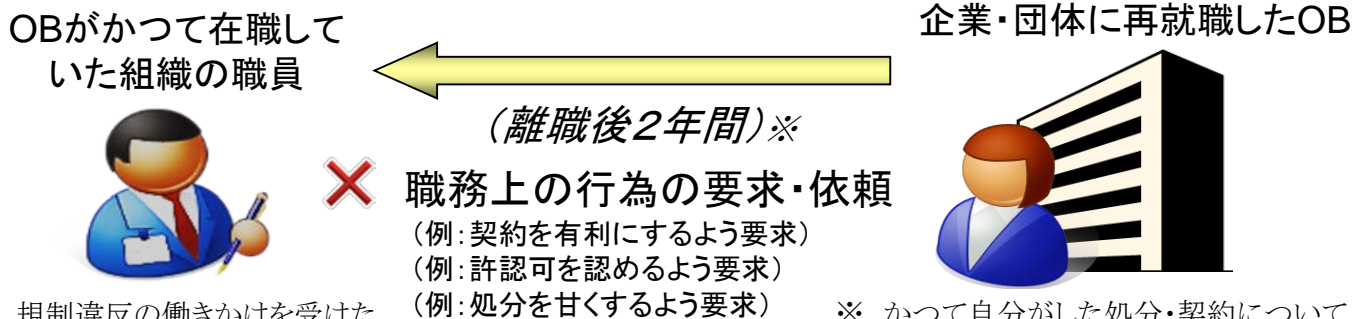
◆ あっせん規制



◆ 求職規制



◆ OBによる口利き(働きかけ)規制



→ 規制違反の働きかけを受けた職員は届出を行う

※ かつて自分がした処分・契約についての口利きは無期限に禁止

【規制に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象
- さらに、不正な行為を伴う場合は刑事罰の対象

国家公務員法の再就職の届出の義務

◆ 在職中の約束の届出

職員(役職を問わずすべての者)は、在職中に営利企業又は非営利団体への再就職の約束をした場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(約束をした日から1週間以内を目安に提出)

◆ 離職後の事前届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、独立行政法人などの国と密接な関係のある法人に役員等として再就職することとなった場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(再就職日より前に提出)

◆ 離職後の事後届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、再就職した場合(国と密接な関係のある法人以外)には、所定の様式で、届出を行う必要があります。なお、企業・団体への再就職だけでなく、自営業や自由業に就いた場合も届出が必要です。(再就職日から1か月以内を目安に提出)

【届出義務に違反した場合】

○ 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象

再就職規制や再就職の届出の義務について、くわしくは、内閣人事局のウェブサイトに掲載しているパンフレット『国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」』をご覧ください。

○ 内閣人事局ウェブサイト

・ホームページ

「内閣人事局」で検索

・退職管理・再就職等規制

「内閣人事局」+「再就職」で検索

または

内閣人事局のホームページから「国家公務員の人事行政」をクリックし、さらに「退職管理・再就職等規制」をクリック

再就職等監視委員会も、ウェブサイトですべての再就職規制に関する情報提供をしています。